

平成 22 年度建設工事等入札参加資格審査申請について

田辺市が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札に参加を希望する方は、下記の資格審査申請要項をご留意の上、関係書類を添えて申請してください。

尚今回は追加申請となっており、登録有効期間は平成 22 年度の 1 年間となります。

記

（資格審査申請要項）

1. 入札参加資格

建設工事等の入札に参加しようとする者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当するものでないこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- （2）経営状況が著しく不健全であると認められる者
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていないもの
- （4）入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- （5）建設工事の入札参加を希望する者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていないもの又は経営事項審査を受けていないもの
- （6）測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 条）第 55 条の 5 第 1 項の規定による登録を受けていないもの
- （7）建築工事の設計、監理業務の入札参加を希望する者で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けていないもの
- （8）建設コンサルタント業務の入札参加を希望する者で、各登録規程の登録を受けていないもの

2. 申請の書式及び提出部数

申請の書式、添付書類及び提出部数は、次のとおりとする。

（1）書式及び添付書類

書式

・建設工事

国土交通省様式又は和歌山県様式に準ずる。（一部田辺市独自様式有り）

・測量、建設コンサルタント等

国土交通省様式又は和歌山県様式に準ずる。(一部田辺市独自様式有り)

添付書類

別紙提出書類一覧をご参照ください。

(2) 提出部数 1部

(3) 有効期間

市内業者 平成22年度(1年間)

市外業者 平成22年度(1年間)

(4) その他

申請書類は、A4判のファイル(色指定なし)に綴じて提出のこと。

また、ファイルの表紙と背表紙には「平成21、22年度建設工事等入札
参加資格審査申請書」と「会社名」を必ず記入すること。

申請に際しては、別紙「提出書類一覧」を参照のこと。

郵送で送付される場合で受付票が必要な場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。(郵送は市外業者のみ可)

3. 申請方法

申請の方法は、次のとおりとする。

(1) 受付

市内業者

直接持参(郵送は不可)

市外業者

郵送又は直接持参

(2) 受付期間

平成22年2月1日(月)から平成22年2月26日(金)まで(期限厳守)

【当日消印有効】

(受付時間 午前8時30～午後5時15分。正午から午後1時までは除く。)

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。

(3) 受付場所・お問い合わせ

田辺市役所

〒646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺市役所総務部契約課契約係

電話 0739-22-5300(代表)内線2272

0739-26-9964(直通)

FAX 0739-26-9907

ホームページ アドレス

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku>

[提出書類一覧]

建設工事 (市内業者用 市内に主たる営業所を有する者)

- 1 . 田辺市入札参加資格申請書 (建設工事) (別紙のとおり)
以下の様式は国土交通省様式又は和歌山県様式に準ずる。
- 2 . 経営事項審査結果通知書の写し (総合評定値が記載されているものに限る)
直近に経営事項審査を受けた通知書 (最新版) の写し
- 3 . 建設業法に基づく許可を受けていることを証する証明書 (写し)
- 4 . 建設業の営業所専任技術者の配置が確認できる書類の写し
県へ建設業の許可申請時に提出した建設業建設業許可申請書の「専任技術者証明書 様式第八号 (1) 又は (2) 」の写しを添付すること。
許可申請後、専任技術者が変更された場合は、変更時に届出された専任技術者証明書 (様式第八号 (1)) の写しを添付すること。
対象工種：建設業の許可を受けた全ての工種
- 5 . 建設工事の許可及び工事実績一覧表 (別紙のとおり)
- 6 . 給水関係の資格に関する書類
上水道施設関係：田辺市指定給水装置工事事業者であることを証明する「指定給水装置工事事業者証」の写し
簡易水道施設関係：田辺市簡易水道指定給水装置工事事業者であることを証明する「指定給水装置工事事業者証」の写し
対象工種：管工事、水道施設工事、土木工事
- 7 . 浄化槽工事の資格に関する書類
県へ提出した「特例浄化槽工事事業者届出証」の写し
対象工種：管工事 (浄化槽工事の受注希望者のみ)
- 8 . 技術職員名簿
添付書類
 - ・ 1 級、2 級施工管理技士は、検定合格書の写し
 - ・ 1 級、2 級建築士は、免許の写し
 - ・ 給水装置工事主任技術者は、免状の写し (水道施設工事)
- 9 . 監理技術者一覧表 (経営審に使った様式を利用してください。)
添付書類
 - ・ 監理技術者資格者証の写し
- 10 . 労働安全衛生法関係資格者一覧 (別紙のとおり・別表 1 参照)
添付書類
 - ・ 資格者証等の写し
- 11 . 新卒者職員一覧表 (別紙のとおり・別表 2 参照)
添付書類
 - ・ 卒業証書又は卒業証明書の写し

- ・卒業後1年以内に雇用し、指名願届時まで引き続き雇用していることが分かる書面の写し

(健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し)

ランク付けに係る新卒者職員採用の主観点数の加点方法について変更しました。詳しくは別表2をご参照ください。

12. 職員名簿(技術職員以外)

13. 技術職員の常勤性が確認できる書面の写し

- ・健康保険証又は雇用保険証、源泉徴収簿等の写し

14. 工事経歴書(経営審にあわせた直近1年分で可)

15. 納税証明書(未納税額のない証明書:写し可)

法人の場合

法人市民税、固定資産税、償却資産税、軽自動車税に係る納税証明書
(田辺市税務課、行政局で発行)

納税証明書(その3の3・「法人税と消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明)(田辺税務署で発行)

個人の場合

市県民税、固定資産税、償却資産税、軽自動車税、国民健康保険税に係る納税証明書(田辺市税務課、行政局で発行)

納税証明書(その3の2・「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明)(田辺税務署で発行)

* 田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方がこられる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要
です。

16. 税務署に提出した消費税課税事業者届出書の写し又課税期間分の消費税確定申告書の写し

消費税免税事業者にあっては、消費税法でいう基準年度の損益計算書又は確定申告書の写し

17. 使用印鑑届(原本)

18. 印鑑証明書(写し可)

19. 登記簿謄本(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合(本籍地の市町村役場で発行)(写し可。ただし、申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。))

* 田辺市では身分証明書を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方がこられる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要
です。

20. ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズの認証を取得されている場合は、その認証取得の登録証の写し

21. 障害者を雇用している場合は、障害者雇用状況調べ（別紙のとおり）
22. 企業年金制度を導入している場合は、証明する書面の写し

別表 1

1. 高圧室内作業主任者
2. 林業架線作業主任者
3. ガス溶接作業主任者
4. 衛生管理者
5. 発破技士
6. クレーン運転士（床上運転式含む。）
7. 移動式クレーン運転士
8. デリック運転士
9. 潜水土
10. 地山の掘削作業主任者
11. 土止め支保工作業主任者
12. ずい道等の掘削等作業主任者
13. ずい道等の履工作業主任者
14. 型枠支保工の組立て等作業主任者
15. 足場の組立て等作業主任者
16. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
17. 鉄橋架設等作業主任者
18. コンクリート橋架設等作業主任者
19. 木造建築物の組立て等作業主任者
20. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
21. コンクリート破砕器作業主任者
22. 酸素欠乏危険作業主任者

23. 特定化学物質等作業主任者
24. 車輛系建設機械運転技能講習修了者
25. 不整地運搬車技能講習修了者
26. 高所作業車運転技能講習修了者
27. 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
28. 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
29. 玉掛技能講習修了者

別表 2

関 連 学 科	土 木 工 事	建 築 工 事	電 気 工 事	管 工 事	水 道 施 設 工 事
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。）に関する学科					
建築学に関する学科					
都市工学に関する学科					
衛生工学に関する学科					
交通工学に関する学科					
電気工学・電気通信工学に関する学科					
機械工学に関する学科					

ランク付けに係る新卒者職員採用の主観点数の加点について

ア．専門学科履修者

次のいずれかに該当する者を、卒業後1年以内に雇用し、かつ、本申請時まで連続して雇用しているものについて、本表に定める業種のうち、いずれか一つの業種において、一人につき5点を加点する。ただし、3人を上限とする。

- a 平成18年1月1日以降、本表に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した者
- b 平成20年1月1日以降、本表に掲げる学科を修めて大学（短期大学、高等専門学校及び大学又は短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専門学校等を含む）を卒業した者

イ．専門学科非履修者

次のいずれかに該当する者を、卒業後1年以内に雇用し、かつ、本申請時まで連続して雇用しているものについて、一人につき3点を加点する。ただし、3人を上限とする。

- a 平成18年1月1日以降、別表2に掲げる学科以外の学科を修めて高等学校を卒業した者
- b 平成20年1月1日以降、別表2に掲げる学科以外の学科を修めて大学（短期大学、高等専門学校及び専門学校等を含む）を卒業した者

[提出書類一覧]

建設工事 (市外業者用 市外に主たる営業所を有する者)

1. 田辺市入札参加資格審査申請書(建設工事) (別紙のとおり。国土交通省様式又は和歌山県様式でも可)
以下の様式は、国土交通省様式又は和歌山県様式に準ずる。
2. 経営事項審査結果通知書の写し
直前に経営事項審査を受けた通知書(最新版)の写し
(総合評定値が記載されているものに限る。)
3. 建設業法に基づく許可を受けていることを証する証明書(写し)
4. 建設工事の許可及び工事実績一覧表(別紙のとおり)
5. 技術職員名簿
6. 営業所一覧
7. 工事経歴書(経営審にあわせた直近1年分で可)
8. 直前1年の法人税又は所得税、消費税の納税証明書(写し可)「その3又はその3の2もしくはその3の3」
(注)田辺市内に営業所等を有する場合は、市税の完納証明書も添付すること。
9. 使用印鑑届(原本)(別紙のとおり)
10. 印鑑証明書(写し可)
11. 委任状
(見積り、入札、契約等の行為を営業所等へ委任する場合に必要)
12. 登記簿謄本(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合(本籍地の市町村役場で発行))(写し可。ただし、申請日から3ヶ月以内に発行したものに限り)
* 田辺市では身分証明書を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方がこられる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要です。
13. ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得されている場合は、その認証取得の登録証の写し

[提出書類一覧]

測量、建設コンサルタント等 (市内業者用 市内に主たる営業所を有する者)

1. 田辺市入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等)
(別紙のとおり)

以下の様式は、国土交通省様式又は和歌山県様式に準ずる。

2. 登録証明書の写し

測量を希望する者

測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていることを証する証明書の写し

建築工事の設計・監理を希望する者

建築士法(昭和25年法律第202号)による建築士事務所の登録を受けていることを証する証明書の写し

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する者

各登録規定(建設コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定、補償コンサルタント登録規定)に基づく登録を受けていることを証する証明書の写し

3. 測量・建設コンサルタント等の登録及び業務実績一覧表 (別紙のとおり)
4. 経営規模等総括表(実績、自己資本、常勤職員の人数、技術職員、資格者の人数のわかるものであれば可。(国土交通省に提出した書類の写し等))
5. 測量等実績調書
6. 技術者経歴書
7. 使用人数調書
8. 営業所一覧表
9. 直前1年の事業年度における財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書)の写し
10. 納税証明書(未納税額のない証明:写し可)

法人の場合

法人市民税、固定資産税、償却資産税、軽自動車税に係る納税証明書
(田辺市税務課、行政局で発行)

納税証明書(その3の3・「法人税と消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明)(税務署で発行)

個人の場合

市町村・県民税、固定資産税、償却資産税、軽自動車税、国民健康保険

税に係る納税証明書（市町村の税務課で発行）

納税証明書（その3の2・「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）（税務署で発行）

* 田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方がこられる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要です。

11. 税務署に提出した消費税課税事業者届出書の写し、又は課税期間分の消費税確定申告書の写し

消費税免税事業者にあつては、消費税法でいう基準年度の損益計算書又は確定申告書の写し

12. 使用印鑑届（原本）（別紙のとおり）

13. 印鑑証明書（写し可）

14. 登記簿謄本（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合（本籍地の市町村役場で発行））（写し可。ただし、申請日から3ヶ月以内に発行したもの限る）

* 田辺市では身分証明書を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方がこられる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要です。

15. ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得されている場合は、その認証取得の登録証の写し

測量、建設コンサルタント等

(市外業者用 市外に主たる営業所を有する者)

1. 田辺市入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
(別紙のとおり。国土交通省様式又は和歌山県様式でも可)

以下の様式は、国土交通省様式又は和歌山県様式に準ずる。

2. 登録証明書の写し

測量を希望する者

測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていることを証する証明書の写し

建築工事の設計・監理を希望する者

建築士法(昭和25年法律第202号)による建築士事務所の登録を受けていることを証する証明書の写し

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する者

各登録規定(建設コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定、補償コンサルタント登録規定)に基づく登録を受けていることを証する証明書の写し

3. 測量・建設コンサルタント等の登録及び業務実績一覧表 (別紙のとおり)
4. 経営規模総括表(実績、自己資本、常勤職員の人数、技術職員、資格者の人数のわかるものであれば可。(国土交通省に提出した書類の写し等))
5. 測量等実績調書
6. 技術者経歴書
7. 営業所一覧表
8. 登記簿謄本(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合(本籍地の市町村役場で発行))(写し可。ただし、申請日から3ヶ月以内に発行したものの限る)
* 田辺市では身分証明書を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証等を提示していただく必要があります。代理人の方がこられる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証等が必要です。
9. 直前1年の事業年度における財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書)の写し
10. 直前1年の法人税又は所得税、消費税の納税証明書(写し可)「その3又はその3の2もしくはその3の3」
(注)田辺市内に営業所等を有する場合は、市税の完納証明書も添付すること。

11. 使用印鑑届（原本）（別紙のとおり）
12. 印鑑証明書（写し可）
13. 委任状（見積り、入札、契約等の行為を営業所等へ委任する場合に必要）
14. ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得されている場合は、その認証取得の登録証の写し